

事 務 連 絡
2023 年 1 月 13 日

関 係 各 位

一般社団法人室苜植物検疫協会

輸入中古農業機械に対する植物検疫措置の適用について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。毎度格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、一般社団法人全国植物検疫協会を通じ農林水産省消費・安全局植物防疫課より通知がありましたので、お知らせいたします。内容につきましては添付書類をご確認ください。

敬具

令和5年1月11日

一般社団法人 全国植物検疫協会 御中

農林水産省消費・安全局植物防疫課

輸入中古農業機械に対する植物検疫措置の適用について

日頃から植物検疫業務にご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。

農林水産省植物防疫所では、海外から持ち込まれる植物や土を介して農作物に損害を与える病害虫（検疫有害動植物）が侵入することを防止するため、植物防疫法に基づき、各地の海港や空港において植物検疫を実施しています。

近年、農業の用に供される中古の機械類及び車両（以下「中古農業機械」という。）の国際的な移動に伴う有害動植物の侵入・まん延のリスクが国際植物防疫条約（IPPC）加盟国間で認知され、EUや韓国等の国・地域では中古農業機械に対する輸入植物検疫措置が強化されています。

この状況を踏まえ植物防疫所では、令和2年10月から税関の協力の下に輸入中古農業機械を試行的に確認したところ、土や植物残さ、検疫有害動植物の付着リスクが確認されました。

このような背景から、令和5年4月1日に施行される改正植物防疫法及び改正植物防疫法施行規則において、これまで植物検疫の対象とされていなかった中古農業機械が検疫指定物品として規定され、新たに植物検疫の対象となります（対象品目は別紙参照）。

これにより、令和5年4月1日以降に輸入される中古農業機械については以下①から④までの対応が新たに必要となることをご承知いただくとともに、輸出元の関係者様にご説明いただき、①及び②について対応いただくようご依頼願います。

- ① 輸出国政府機関により発行された検査証明書（Phytosanitary Certificate）を添付すること。
- ② 中古農業機械は清掃され、土や植物残さ、検疫有害動植物が付着していないこと。
①の検査証明書に土や植物残さが付着していないことを証明する追記がされること。
- ③ 植物防疫法施行規則で定める港及び空港（飛行場）で輸入されること。
- ④ 輸入時に植物防疫所へ届け出て、輸入検査を受けること。

なお、輸入中古農業機械に検査証明書が添付されていない場合や検査証明書に適切な追記が無い場合は輸入が認められませんので、ご注意願います。

つきましては、このことについて、貴協会所属の会員の皆様に周知いただきますようご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

農林水産省 消費・安全局
植物防疫課 防疫対策室 輸入検疫班
電話 03-6744-7167

植物防疫所ホームページ

<https://www.maff.go.jp/pps/index.html>

重要なお知らせ



令和5年4月1日から、

輸入中古農業機械が植物検疫の対象となります。

植物防疫法の改正により、輸入中古農業機械が植物検疫の対象となります。令和5年4月1日以降に輸入される中古農業機械には、以下の対応が必要となります。

- ◆ 輸出国政府機関により発行された検査証明書 (Phytosanitary Certificate) が添付されること。
- ◆ 中古農業機械は清掃され、土や植物残さ、検疫有害動植物が付着していないこと。検査証明書に土や植物残さが付着していないことを証明する追記がされること。
- ◆ 植物防疫法施行規則で定める港及び空港（飛行場）で輸入されること。
- ◆ 輸入時に植物防疫所へ届け出て、輸入検査を受けること。

※ 植物検疫の対象となる輸入中古農業機械の詳細は裏面をご覧ください。



◆ 輸入時に検査証明書が添付されていない場合や、検査証明書に適切な追記が無い場合は、輸入が認められません。

◆ 以下の違反行為に対し、罰則が科せられる場合があります。

- ▶ 検査証明書無添付での輸入や検査を受けずに輸入した場合
3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（法人の場合は5,000万円以下の罰金）



(農業機械の例)



(土の付着例)

植物防疫所の主なお問合せ先

- | | | | |
|------------|--------------|-------------|--------------|
| ● 横浜植物防疫所 | 045-211-7152 | ● 門司植物防疫所 | 093-321-2601 |
| ● 名古屋植物防疫所 | 052-651-0112 | ● 那覇植物防疫事務所 | 098-868-2850 |
| ● 神戸植物防疫所 | 078-331-2386 | | |



植物検疫の対象となる輸入中古農業機械の範囲

| 改正植物防疫法施行規則 での品目名 (中古のものに限る) | 輸入検疫の対象となる中古農業機械(以下のHSコード(税関輸入統計品目)に属する中古製品) | | | |
|---|--|---|--|---|
| | HSコード | (項) | (号) | (細分) |
| 農業、園芸又は林業の用に 供する機械(整地又は耕作の 用に供するものに限る。) | 8432.10-000 | 農業用、園芸用又は林業用の機 械(整地用又は耕作用のものに 限る。)及び芝生用又は運動場用 のローラー | プラウ | |
| | 8432.21-000 | | ハロー、スカリファイヤー、カルチベーター、除草 機及びホー | ディスクハロー |
| | 8432.29-000 | | | その他のもの |
| | 8432.31-000 | | 播種機、植付け機及び移植機 | 不耕起栽培用の播種機、植付け機及び移植機 |
| | 8432.39-000 | | | その他のもの |
| | 8432.41-000 | | 肥料散布機 | 堆肥散布機 |
| | 8432.42-000 | | | 施肥機 |
| | 8432.80-000 | | | その他の機械 ※ただし、運動場用ローラー等の製品も存在するため、農業・園芸・林業用のものに限定 |
| 農業の用に供する草刈機、乾 草製造機、わら用若しくは牧 草用のベラー、収穫機又は 脱穀機 | 8433.20-000 | 収穫機及び脱穀機(わら用又は 牧草用のベラーを含む。)、草 刈機並びに卵、果実その他の農 産物の清浄用、分類用又は格付 け用の機械(第84.37項の機械を 除く。) | その他の草刈機(トラクター装着用のカッターバーを含む。) | |
| | 8433.30-000 | | その他の乾草製造用機械 | |
| | 8433.40-000 | | わら用又は牧草用のベラー(ピックアップベラーを含む。) | |
| | 8433.51-000 | | | コンバイン |
| | 8433.52-000 | | その他の収穫機及び脱穀機 | その他の脱穀機 |
| | 8433.53-000 | | | 根菜類又は塊茎の収穫機 |
| | 8433.59-000 | | | その他のもの |
| 農業用トラクター | 8701.10-000 | トラクター (第87.09項のトラクターを除く。) | 一軸トラクター | |
| | 8701.30-000 | | 無限軌道式トラクター ※ただし、土木建築用の機械も存在するため、農業用のものに限定 | |
| | 8701.91-010 | | その他のもの (エンジン出力が18キロワット以下のもの) | 農業用のもの |
| | 8701.92-010 | | その他のもの (エンジン出力が18キロワットを超え37キロワット以下のもの) | 農業用のもの |
| | 8701.93-011 | | その他のもの (エンジン出力が52キロワット以下のもの) | 農業用のもの |
| | 8701.93-012 | | その他のもの (エンジン出力が37キロワットを超え75キロワット以下のもの) | 農業用のもの (エンジン出力が52キロワットを超えるもの) |
| | 8701.94-010 | | その他のもの (エンジン出力が75キロワットを超え130キロワット以下のもの) | 農業用のもの |
| | 8701.95-010 | | その他のもの (エンジン出力が130キロワットを超えるもの) | 農業用のもの |